

銘柄の検査方法等の見直しについて（案）

- 1 現在の水稻うるち玄米の銘柄の検査は、農産物検査員の目視による鑑定で実施することとされている。なお、この場合、登録検査機関は、農業者等から種子の購入記録や栽培記録等の情報を事前に収集し、銘柄の検査の参考として活用している。
- 2 これまでの農産物検査規格の見直しに係る議論においても、近年、新品種の開発が進んでコメの品種の数が増し、また、外観が似ている品種も多くなっていることから、目視による銘柄鑑定の困難度が増していることが指摘されている。
- 3 このため、農産物検査では、量目、荷造り・包装、品位、銘柄等について検査をしているが、このうち水稻うるち玄米の銘柄の検査については、現在設定されている「産地品種銘柄」及び7により今後設定する「品種銘柄」について、現在の目視により鑑定する方法を改め、農業者等から提出される種子の購入記録、栽培記録等の書類により審査する方法に見直す。
- 4 国は、令和3年中に農業者等から提出させる書類を具体的に明示する。上記3による見直し後の方法による銘柄の検査は、農業者の資料の準備等に要する期間を踏まえ、令和4年産米から実施する。
- 5 銘柄については、農産物規格規程（平成13年農産水産省告示第244号）において「品種銘柄」、「産地品種銘柄」等の区分が規定されており、具体的には、「品種銘柄」については品種名のみを特定して、指定され、「産地品種銘柄」については道府県名と品種名を特定して、例えば「新潟県産コシヒカリ」などという形で指定されている。
現在、水稻うるち玄米では、品種銘柄に指定されたものはなく、産地品種銘柄が870程度指定されている。
- 6 農業者は、農産物規格規程で規定されている銘柄の中から証明を受けたい銘柄を検査請求書に記載して検査請求を行い、登録検査機関は、農産物検査において検査請求書に記載された銘柄であることを確認し、その銘柄名が記載された検査証明書を農業者等に交付している。

検査証明書には、品種銘柄の場合、品種名のみが記載され、産地品種銘柄の場合、生産された道府県名と品種名を合わせて記載されることとなる。

農業者は、農産物規格規程で規定されていない銘柄についても、農産物検査を受けることはできるが、その場合には銘柄の証明はなされず、検査証明書の銘柄欄には「ー」が記載される。

例えば、「にこまる」という品種は、石川県ほか 23 府県における産地品種銘柄として設定されているため、農業者は、例えば、石川県では「石川県産にこまる」という検査証明を受けることができるが、産地品種銘柄として設定されていない都道府県では銘柄の検査証明を受けることができない。

7 このため、農産物検査においても多様な品種に対応できるよう、以下の見直しを行う。

① 農産物検査規格における水稻うるち玄米の銘柄について、都道府県別に品種が記載される「産地品種銘柄」に加え、品種名のみが記載される「品種銘柄」も設定する。

具体的には、産地品種銘柄に設定されている品種については、原則として「品種銘柄」としても指定する。ただし、その品種の許諾が特定の都道府県に限定され育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由があるものについては、「品種銘柄」には設定しない。

これにより、「産地品種銘柄」だけでなく「品種銘柄」に指定された品種も含め銘柄の証明を受けることができる。

② 「品種銘柄」の検査について農業者等から申請を受けた登録検査機関は、業務体制上の理由その他のやむを得ない理由がある場合を除き検査を行うものとする。

国は当該検査の円滑な実施に資するよう、品種の特徴その他の情報をホームページ等を通じて登録検査機関に提供する。また、国は登録検査機関からの個別の照会に対応できるようにするとともに、その事例を踏まえたガイドラインを作成して登録検査機関に広く周知する。

③ 国は育成者権の保護に配慮すべき特段の理由の有無を調査する等のプロセスを経て、農産物規格規程等を改正し、水稻うるち玄米について品種銘柄を設定する。

(上記改正は順次行うこととし、初回の改正は令和3年中に行う。)

8 現在、新たに産地品種銘柄を設定する場合には、2年間の栽培試験により農産物の特性等を把握した上で、銘柄の目視鑑定が可能であること等の要件を満たしたかどうかを確認している。

上記3のとおり、水稻うるち米の銘柄の検査を見直すことなどを踏まえ、

- ① 目視鑑定が可能であることという要件を廃止するとともに、
- ② 農産物の特性等を把握するための栽培試験について、1年に短縮することとする

などの産地品種銘柄の設定の手續の簡素化を行う。

- 9 登録検査機関の業務の増大を招かないよう、取引ニーズのない品種銘柄・産地品種銘柄は、速やかに廃止する（1年間以上検査実績が1トン未満の銘柄は、関係者の意見を聴取した上で、問題がなければ廃止する）。

— 以上 —

(参考1) 農産物検査における銘柄検査の方法（現行）

品種関連情報等の事前収集

..... 主に書類で把握

- ① 生産者別の種子更新等の状況把握
- ② 生産者別の品種別作付状況把握
- ③ 各品種の特徴等の把握 等

品種鑑定

..... 目視で鑑定

- ① 粒形
 - ・粒の大小及び形状の確認
- ② 色沢等
 - ・色沢：その品種固有の色沢
 - ・皮部の厚薄：その品種固有のものかを判定
 - ・心白、腹白：その品種固有のものかを判定
 - ・その他：縦溝の深浅とその箇所、胚の大小及びその形、粒揃いを観察し、その品種固有のものかを判定

銘柄判定

※銘柄については、農産物規格規程（平成13年農産水産省告示第244号）において、「品種銘柄」、「産地品種銘柄」等の区分が規定されており、具体的には、「品種銘柄」については品種名のみを特定して指定され、「産地品種銘柄」については道府県名と別に品種名を特定して、例えば「新潟県産コシヒカリ」などという形で指定されている。

現在、水稲うるち玄米では、品種銘柄に指定されたものはなく、産地品種銘柄が870程度指定されている。

(参考3) 農産物検査における銘柄の証明について

○現行においては、石川県、新潟県において、「にこまる」を生産し、農産物検査を受検した場合、産地品種銘柄として設定されている石川県では「石川県産にこまる」と証明されるが、新潟県では産地品種銘柄として設定されていないため証明されない。

○農産物検査を行う水稻うるち玄米の銘柄について、都道府県名と品種名で指定される「産地品種銘柄」に加え、品種名のみで指定される「品種銘柄」も設定することにより、見直し後は、産地品種銘柄として指定されていない都道府県でも銘柄の証明が可能となる。

現行

検査証明書

| | |
|-------------|----------|
| 令和〇年産 | 水稻うるち玄米 |
| 銘柄 | 石川県産にこまる |
| 正味重量規格 〇〇kg | 等級 |

荷造り、包装及び左記の事項を証明する。

何 登録検査機関
検査年月日
及び
検査員名

石川県

※ 「石川県産にこまる」は産地品種銘柄。

見直し後

検査証明書

| | |
|-------------|----------|
| 令和〇年産 | 水稻うるち玄米 |
| 銘柄 | 石川県産にこまる |
| 正味重量規格 〇〇kg | 等級 |

荷造り、包装及び左記の事項を証明する。

何 登録検査機関
検査年月日
及び
検査員名

新潟県

※ 新潟県では「にこまる」が産地品種銘柄に設定されていないため、銘柄欄は抹消される。

検査証明書

| | |
|-------------|---------|
| 令和〇年産 | 水稻うるち玄米 |
| 銘柄 | |
| 正味重量規格 〇〇kg | 等級 |

荷造り、包装及び左記の事項を証明する。

何 登録検査機関
検査年月日
及び
検査員名

検査証明書

| | |
|-------------|---------|
| 令和〇年産 | 水稻うるち玄米 |
| 銘柄 | にこまる |
| 正味重量規格 〇〇kg | 等級 |

荷造り、包装及び左記の事項を証明する。

何 登録検査機関
検査年月日
及び
検査員名

※ 「にこまる」を品種銘柄に設定した場合、銘柄は「にこまる」として証明される。